

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	309,270	324,037	663,284	504,651	804,255
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,305	6,225	0	-	-
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		315,575	330,262	663,284	504,651	804,255
標準財政規模		8,886,693	9,023,856	9,000,882	9,228,813	9,232,639
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(3.55%)	(3.65%)	(7.36%)	(5.46%)	(8.71%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	0	0	0	0	0
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	8,703	41,682	78,501	128,512	79,076
	後期高齢者医療特別会計	16,913	14,598	17,307	16,828	17,899

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	那珂川町下水道事業会計	627,434	706,001	760,074	797,596	828,627
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		968,625	1,092,543	1,519,166	1,447,587	1,729,857
標準財政規模		8,886,693	9,023,856	9,000,882	9,228,813	9,232,639
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.89%)	(12.10%)	(16.87%)	(15.68%)	(18.73%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	345,827	389,995	285,217	482,297	444,052
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		345,827	389,995	285,217	482,297	444,052
標準財政規模		6,942,756	7,052,617	7,010,053	7,081,858	6,981,727
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(4.98%)	(5.52%)	(4.06%)	(6.81%)	(6.36%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宇美町国民健康保険特別会計	▲ 121,619	▲ 115,194	▲ 147,163	▲ 128,268	▲ 11,721
	宇美町後期高齢者医療特別会計	9,257	11,288	12,819	13,454	17,168

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	宇美町上水道事業会計	522,528	393,858	353,026	412,004	401,369
		宇美町流域関連公共下水道事業会計	-	-	-	-	69,279
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	32,322	18,905	17,139	65,991	-
	宅地造成事業						
合計 (2)		788,315	698,852	521,038	845,478	920,147	
標準財政規模		6,942,756	7,052,617	7,010,053	7,081,858	6,981,727	
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(11.35%)	(9.90%)	(7.43%)	(11.93%)	(13.17%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	271,351	319,856	319,708	382,336	230,514
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		271,351	319,856	319,708	382,336	230,514
標準財政規模		6,343,516	6,462,007	6,420,556	6,332,417	6,133,520
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.27%)	(4.94%)	(4.97%)	(6.03%)	(3.75%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 79,070	▲ 152,623	▲ 84,846	▲ 149,612	▲ 124,569
	後期高齢者医療特別会計	1,976	1,300	1,015	5,786	2,400

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	703,555	693,888	648,134	579,161	527,971
	流域関連公共下水道事業会計	-	-	135,828	135,028	116,062
法非適用企業	流域関連公共下水道事業特別会計	151,498	150,693	-	-	-
法非適用企業	篠栗北地区産業団地整備事業特別会計	-	-	-	-	0
合計(2)		1,049,310	1,013,114	1,019,839	952,699	752,378
標準財政規模		6,343,516	6,462,007	6,420,556	6,332,417	6,133,520
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(16.54%)	(15.67%)	(15.88%)	(15.04%)	(12.26%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	570,436	509,245	491,500	565,525	434,261
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	14,356	13,730	13,385	13,076	12,640
	公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	0
合計(1)		584,792	522,975	504,885	578,601	446,901
標準財政規模		7,800,876	7,933,504	8,005,996	8,275,277	8,384,002
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.49%)	(6.59%)	(6.30%)	(6.99%)	(5.33%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 110,697	▲ 179,854	▲ 33,792	▲ 37,335	▲ 96,193
	後期高齢者医療特別会計	21,068	20,495	23,881	23,315	23,966
合計(2)		3,058,470	3,069,850	3,207,575	3,059,115	2,857,905
標準財政規模		7,800,876	7,933,504	8,005,996	8,275,277	8,384,002
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(39.20%)	(38.69%)	(40.06%)	(36.96%)	(34.08%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	2,244,794	2,316,962	2,252,590	1,950,561	1,872,364
	流域関連公共下水道事業会計	318,513	389,272	460,011	543,973	610,867
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計		168,914	257,161	321,122	229,310	259,298
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		168,914	257,161	321,122	229,310	259,298
標準財政規模		5,223,795	5,360,113	5,402,597	5,471,405	5,508,646
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.23%)	(4.79%)	(5.94%)	(4.19%)	(4.70%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	6,250	4,449	4,467	6,411	4,655
	後期高齢者医療特別会計	12,151	13,010	13,081	13,231	14,418

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	286,122	271,091	305,423	317,351	354,831
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	7,464	6,963	6,751	6,661	6,875
	農業集落排水事業特別会計	4,598	5,802	3,194	3,891	3,418
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		485,499	558,476	654,038	576,855	643,495
標準財政規模		5,223,795	5,360,113	5,402,597	5,471,405	5,508,646
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.29%)	(10.41%)	(12.10%)	(10.54%)	(11.68%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	349,598	275,719	387,875	285,432	334,756
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	110	9	8	8	6
	相島診療所事業特別会計	3,233	3,042	5,854	1,970	2,475
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		352,941	278,770	393,737	287,410	337,237
標準財政規模		5,437,872	5,603,802	5,714,097	6,014,412	6,153,193
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(6.49%)	(4.97%)	(6.89%)	(4.77%)	(5.48%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	87,720	74,482	21,737	28,501	14,128
	後期高齢者医療特別会計	1,537	12,896	8,993	1,297	2,655

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	494,017	620,554	682,359	1,013,608	1,002,314
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	簡易水道事業特別会計	754	746	734	677	680
	渡船事業特別会計	6,140	4,036	11,757	16,878	2,218
	公共下水道事業特別会計	46,183	45,869	55,464	108,508	65,122
	相島漁業集落環境整備事業特別会計	394	1,103	601	582	634
	宅地造成事業					
合計(2)		989,686	1,038,456	1,175,382	1,457,461	1,424,988
標準財政規模		5,437,872	5,603,802	5,714,097	6,014,412	6,153,193
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(18.19%)	(18.53%)	(20.56%)	(24.23%)	(23.15%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計		191,456	152,885	182,275	216,777	468,190
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		191,456	152,885	182,275	216,777	468,190
標準財政規模		2,707,215	2,743,134	2,735,332	2,792,301	2,792,718
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.07%)	(5.57%)	(6.66%)	(7.76%)	(16.76%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	8,383	54,020	53,341	47,518	32,904
	後期高齢者医療特別会計	4,967	4,404	4,763	5,525	5,017

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	298,198	319,557	334,983	357,859	388,057
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	27,227	13,280	6,007	8,434	6,859
	宅地造成事業以外					
	草場地区再開発事業特別会計	-	-	-	-	1,030
	宅地造成事業					
合計 (2)		530,231	544,146	581,369	636,113	902,057
標準財政規模		2,707,215	2,743,134	2,735,332	2,792,301	2,792,718
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(19.58%)	(19.83%)	(21.25%)	(22.78%)	(32.30%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	629,054	746,973	851,623	932,439	530,647
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,819	51	433	601	423
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		630,873	747,024	852,056	933,040	531,070
標準財政規模		8,032,912	8,201,164	8,221,633	8,416,685	8,534,584
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(7.85%)	(9.10%)	(10.36%)	(11.08%)	(6.22%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 231,186	▲ 216,399	▲ 1,986	47,366	10,268
	後期高齢者医療特別会計	22,368	23,572	26,670	27,072	27,820
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	22,487	27,520	64,101	54,371	68,470
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	2,118	1,522	1,166	1,507	1,583
合計(2)		2,071,957	2,231,526	2,631,063	2,770,690	2,394,614
標準財政規模		8,032,912	8,201,164	8,221,633	8,416,685	8,534,584
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(25.79%)	(27.20%)	(32.00%)	(32.91%)	(28.05%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外	1,166,800	1,212,721	1,195,285	1,157,176	1,160,427
	流域関連公共下水道事業会計	458,497	435,566	493,771	550,158	594,976
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)



◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	188,139	201,839	208,302	253,510	178,642
	給食センター特別会計	3,219	3,009	2,084	2,040	1,966
	地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計	-	-	-	0	0
合計(1)		191,358	204,848	210,386	255,550	180,608
標準財政規模		3,636,909	3,687,346	3,617,221	3,723,178	3,660,084
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.26%)	(5.55%)	(5.81%)	(6.86%)	(4.93%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	46,929	71,880	70,918	74,434	83,860
	後期高齢者医療特別会計	4,609	5,339	6,265	6,752	5,679
	訪問看護特別会計	8,928	9,936	12,899	-	-
合計(2)		6,753,728	7,533,328	7,536,830	6,018,630	7,918,622
標準財政規模		3,636,909	3,687,346	3,617,221	3,723,178	3,660,084
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(185.69%)	(204.30%)	(208.35%)	(161.65%)	(216.35%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外	404,713	420,695	436,173	418,670	479,027
	病院事業会計	3,220,844	3,162,087	3,239,609	-	-
	モーターボート競走事業会計	2,864,793	3,654,799	3,552,240	5,261,050	7,164,106
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	11,554	3,744	8,340	2,174	5,342
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	534,476	423,616	253,362	355,430	282,956
	地域下水道事業特別会計	11,397	10,360	9,285	58	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		545,873	433,976	262,647	355,488	282,956
標準財政規模		5,610,953	5,683,472	5,681,069	5,782,181	5,758,676
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(9.72%)	(7.63%)	(4.62%)	(6.14%)	(4.91%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	79,648	69,984	39,411	26,316	37,972
	後期高齢者医療特別会計	4,138	2,336	1,223	3,293	5,746

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	379,326	-	-	-	-
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	14,471	8,432	16,900	20,402	28,738
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		1,023,456	514,728	320,181	405,499	355,412
標準財政規模		5,610,953	5,683,472	5,681,069	5,782,181	5,758,676
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(18.24%)	(9.05%)	(5.63%)	(7.01%)	(6.17%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	348,140	295,287	275,817	424,208	277,367
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	1,872	2,215	2,491	2,824	3,067
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		350,012	297,502	278,308	427,032	280,434
標準財政規模		6,101,750	6,140,695	6,156,881	6,207,742	6,232,841
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.73%)	(4.84%)	(4.52%)	(6.87%)	(4.49%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 27,673	▲ 26,752	28,527	▲ 45,312	▲ 90,506
	後期高齢者医療特別会計	10,240	13,616	13,812	11,458	12,461

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	水道事業会計	541,666	526,741	485,967	477,128	461,477
	下水道事業会計	304,882	330,194	359,646	407,045	378,973
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		1,179,127	1,141,301	1,166,260	1,277,351	1,042,839
標準財政規模		6,101,750	6,140,695	6,156,881	6,207,742	6,232,841
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(19.32%)	(18.58%)	(18.94%)	(20.57%)	(16.73%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	171,005	184,512	213,185	186,543	136,121
	遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	806	466	743	560	236
	遠賀霊園事業特別会計	2,985	4,035	5,544	2,617	9,554
	遠賀町給食事業特別会計	113	101	100	26	102
	地域下水道事業特別会計	5,674	7,477	5,725	4,883	3,671
	遠賀町土地取得会計	2	2	2	4	1,859
合計(1)		180,585	196,593	225,299	194,633	151,543
標準財政規模		3,930,986	3,975,625	3,972,233	4,100,338	4,074,572
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(4.59%)	(4.94%)	(5.67%)	(4.74%)	(3.71%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	53,347	42,146	45,764	50,939	63,056
	後期高齢者医療特別会計	1,250	1,635	5,244	5,808	4,151

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
法適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	4,795	2,159	3,614	2,674	2,302
		公共下水道事業特別会計	9,698	15,091	15,044	11,491	9,326
	宅地造成事業						
合計(2)		249,675	257,624	294,965	265,545	230,378	
標準財政規模		3,930,986	3,975,625	3,972,233	4,100,338	4,074,572	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(6.35%)	(6.48%)	(7.42%)	(6.47%)	(5.65%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	67,588	66,144	65,340	185,069	265,140
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		67,588	66,144	65,340	185,069	265,140
標準財政規模		2,666,192	2,695,258	2,652,989	2,754,861	2,724,422
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.53%)	(2.45%)	(2.46%)	(6.71%)	(9.73%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小竹町国民健康保険特別会計	15,043	11,305	2,685	▲ 5,523	13,738
	小竹町後期高齢者医療特別会計	581	333	335	477	229

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	小竹町立病院事業特別会計	▲ 104,185	▲ 86,075	▲ 65,118	▲ 105,247	▲ 148,173
	宅地造成事業	小竹町水道事業特別会計	117,785	110,444	111,668	123,659	135,098
法非適用企業	宅地造成事業以外	小竹町農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
		小竹町公共下水道事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業						
合計(2)		96,812	102,151	114,910	198,435	266,032	
標準財政規模		2,666,192	2,695,258	2,652,989	2,754,861	2,724,422	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(3.63%)	(3.79%)	(4.33%)	(7.20%)	(9.76%)	

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
一般会計等	一般会計	122,632	126,607	48,610	91,101	94,151	
	住宅新築資金等特別会計	19	0	0	0	0	
	鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	4	5	6	5	6	
	鞍手町谷山池バイパス水利施設維持管理運営費特別会計	4	4	4	3	4	
	鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計	283	10	23,493	0	-	
	地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計	-	0	0	0	0	
合計(1)		122,942	126,626	72,113	91,109	94,161	
標準財政規模		4,428,881	4,439,707	4,355,378	4,487,823	4,436,600	
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(2.77%)	(2.85%)	(1.65%)	(2.03%)	(2.12%)	
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 158,774	▲ 193,645	▲ 145,519	▲ 103,272	▲ 112,398	
	後期高齢者医療特別会計	894	742	801	1,002	1,428	
資金不足・剰余額		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
法適用企業	宅地完成事業以外	鞍手町水道事業会計	422,215	442,575	465,092	469,874	470,410
		鞍手町病院事業会計	1,553,910	-	-	-	-
		鞍手町介護老人保健施設事業会計	466,966	-	-	-	-
法非適用企業	宅地完成事業以外	鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	79	89	76	94	97
宅地完成事業	鞍手町中山西区用地造成事業特別会計	0	0	-	-	-	
合計(2)		2,408,232	376,387	392,563	458,807	453,698	
標準財政規模		4,428,881	4,439,707	4,355,378	4,487,823	4,436,600	
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率(%))		(54.37%)	(8.47%)	(9.01%)	(10.22%)	(10.22%)	

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	181,929	212,652	200,617	181,564	163,381
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	165	600	585	432	1,721
	土地取得特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		182,094	213,252	201,202	181,996	165,102
標準財政規模		3,276,876	3,298,852	3,279,620	3,366,895	3,258,992
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(5.55%)	(6.46%)	(6.13%)	(5.40%)	(5.06%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	4,732	▲ 14,065	▲ 84,041	▲ 95,610	▲ 73,765
	後期高齢者医療特別会計	1,468	1,763	1,646	1,738	1,718

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	257,680	296,416	340,859	370,249	408,420
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		445,974	497,366	459,666	458,373	501,475
標準財政規模		3,276,876	3,298,852	3,279,620	3,366,895	3,258,992
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.60%)	(15.07%)	(14.01%)	(13.61%)	(15.38%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)





◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	208,672	208,850	117,392	160,680	123,948
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		208,672	208,850	117,392	160,680	123,948
標準財政規模		1,561,730	1,539,185	1,520,311	1,578,881	1,472,682
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.36%)	(13.56%)	(7.72%)	(10.17%)	(8.41%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 11,964	100	243	28	5,862
	後期高齢者医療	326	360	45	518	322
合計(2)		197,507	210,673	121,753	173,508	132,308
標準財政規模		1,561,730	1,539,185	1,520,311	1,578,881	1,472,682
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(12.64%)	(13.68%)	(8.00%)	(10.98%)	(8.98%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業	473	1,363	4,073	12,282	2,176
合計(2)		197,507	210,673	121,753	173,508	132,308
標準財政規模		1,561,730	1,539,185	1,520,311	1,578,881	1,472,682
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(12.64%)	(13.68%)	(8.00%)	(10.98%)	(8.98%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	391,718	373,229	391,756	378,574	441,178
	土地取得会計	4,194	4,195	4,194	4,240	4,402
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		395,912	377,424	395,950	382,814	445,580
標準財政規模		3,775,197	3,866,311	3,769,137	3,795,754	3,752,132
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(10.48%)	(9.76%)	(10.50%)	(10.08%)	(11.87%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	72,491	115,895	97,303	46,790	76,727
	後期高齢者医療保険特別会計	0	0	0	0	0
合計(2)		72,491	115,895	97,303	46,790	76,727
会計名(公営企業会計)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	大刀洗町下水道事業特別会計	1	0	2,934	1	0
合計(2)		468,404	493,319	496,187	429,605	522,307
標準財政規模		3,775,197	3,866,311	3,769,137	3,795,754	3,752,132
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(12.40%)	(12.75%)	(13.16%)	(11.31%)	(13.92%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計		185,142	208,220	176,344	186,520	151,424
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		185,142	208,220	176,344	186,520	151,424
標準財政規模		3,103,984	3,135,587	3,144,394	3,226,621	3,184,863
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(5.96%)	(6.64%)	(5.60%)	(5.78%)	(4.75%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	大木町国民健康保険特別会計	▲ 20,297	▲ 17,597	52,883	▲ 14,051	▲ 25,180
	大木町後期高齢者医療特別会計	5,024	8,556	5,932	5,580	5,739

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

合計 (2)		880,694	939,439	1,006,881	980,411	985,679
標準財政規模		3,103,984	3,135,587	3,144,394	3,226,621	3,184,863
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(28.37%)	(29.96%)	(32.02%)	(30.38%)	(30.94%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	387,413	397,584	381,412	598,420	370,879
	住宅新築資金等貸付特別会計	1,539	2,272	369	1,142	1,549
	広川防災ダム管理特別会計	1,166	1,237	2,017	1,620	1,254
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		390,118	401,093	383,798	601,182	373,682
標準財政規模		4,478,274	4,501,050	4,421,977	4,468,070	4,501,494
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(8.71%)	(8.91%)	(8.67%)	(13.45%)	(8.30%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 130,244	▲ 142,963	▲ 135,495	▲ 160,225	▲ 132,976
	後期高齢者医療特別会計	5,266	5,246	6,704	6,646	6,438

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	575,994	659,662	688,094	757,335	825,056
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	24,311	24,057	40,604	33,362	44,862
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		865,445	947,095	983,705	1,238,300	1,117,062
標準財政規模		4,478,274	4,501,050	4,421,977	4,468,070	4,501,494
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(19.32%)	(21.04%)	(22.24%)	(27.71%)	(24.81%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	278,190	307,449	371,102	397,488	388,887
	住宅改修資金貸付事業特別会計	0	0	0	6,869	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		278,190	307,449	371,102	404,357	388,887
標準財政規模		3,092,045	3,130,446	3,162,136	3,229,030	3,168,222
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(8.99%)	(9.82%)	(11.73%)	(12.52%)	(12.27%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 174,997	14,288	▲ 45,634	▲ 36,099	3,166
	後期高齢者医療特別会計	4,392	4,703	4,502	4,573	0

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	379,800	372,710	350,262	406,985	413,521
	工業用水道事業会計	54,068	49,120	44,336	39,674	35,015
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		541,453	748,270	724,568	819,490	840,589
標準財政規模		3,092,045	3,130,446	3,162,136	3,229,030	3,168,222
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(17.51%)	(23.90%)	(22.91%)	(25.37%)	(26.53%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	106,788	126,476	130,305	107,142	141,644
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	254	168	85	115	251
	バス事業特別会計	451	238	227	337	254
合計(1)		107,493	126,882	130,617	107,594	142,149
標準財政規模		3,819,444	3,776,836	3,758,137	3,875,490	3,739,254
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.81%)	(3.35%)	(3.47%)	(2.77%)	(3.80%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	60,447	▲ 35,411	▲ 116,502	▲ 76,984	▲ 112,099
	後期高齢者医療事業特別会計	1,295	909	1,456	926	739

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	357,157	380,340	398,628	409,892	396,235
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		526,392	472,720	414,199	441,428	427,024
標準財政規模		3,819,444	3,776,836	3,758,137	3,875,490	3,739,254
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.78%)	(12.51%)	(11.02%)	(11.39%)	(11.42%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	439,641	443,339	569,705	551,589	607,433
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	24,657	34,390	42,992	44,136	53,949
	学校給食センター事業特別会計	1,274	3,697	697	152	121
合計(1)		465,572	481,426	613,394	595,877	661,503
標準財政規模		2,622,631	2,653,791	2,650,885	2,744,771	2,696,253
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(17.75%)	(18.14%)	(23.13%)	(21.70%)	(24.53%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 115,113	▲ 110,117	▲ 151,212	▲ 131,765	▲ 143,053
	後期高齢者医療事業特別会計	1,220	1,317	1,359	1,169	1,196
資金不足・剰余額		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外	450,608	476,837	492,363	496,657	495,655
	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	123,008	101,952	43,688	▲ 14,986	▲ 103,978
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計(2)		925,295	951,415	999,592	946,952	911,323
標準財政規模		2,622,631	2,653,791	2,650,885	2,744,771	2,696,253
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(35.28%)	(35.85%)	(37.70%)	(34.50%)	(33.79%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	1,292,143	1,294,695	1,261,728	1,262,063	1,153,328
	学校給食センター特別会計	▲ 4,758	▲ 4,832	▲ 4,851	▲ 4,070	▲ 3,361
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 593,775	▲ 581,862	▲ 570,619	▲ 561,389	▲ 553,950
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		693,610	708,001	686,258	696,604	596,017
標準財政規模		4,704,577	4,653,204	4,648,657	4,852,711	4,813,910
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(14.74%)	(15.21%)	(14.76%)	(14.35%)	(12.38%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 673,435	▲ 701,764	▲ 668,137	▲ 608,854	▲ 565,570
	後期高齢者医療特別会計	3,046	2,622	2,684	3,006	3,151

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	82,414	71,496	65,212	59,681	59,072
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計 (2)		105,635	80,355	86,017	150,437	92,670
標準財政規模		4,704,577	4,653,204	4,648,657	4,852,711	4,813,910
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.24%)	(1.72%)	(1.85%)	(3.10%)	(1.92%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)



◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	608,345	590,273	444,857	508,164	437,413
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	23,308	-	-	-	-
	し尿処理・じん芥処理・埋立処分施設建設事業特別会計	-	-	-	-	5
合計(1)		631,653	590,273	444,857	508,164	437,418
標準財政規模		2,164,531	2,267,020	2,249,770	2,352,372	2,294,611
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(29.18%)	(26.03%)	(19.77%)	(21.60%)	(19.06%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 89,560	▲ 91,297	▲ 104,401	▲ 125,753	▲ 62,095
	後期高齢者医療事業	3,045	3,021	2,709	2,288	3,370
合計(2)		622,353	595,307	389,353	454,910	456,114
標準財政規模		2,164,531	2,267,020	2,249,770	2,352,372	2,294,611
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(28.75%)	(26.25%)	(17.30%)	(19.33%)	(19.87%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	77,215	93,310	46,188	70,211	77,421
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		622,353	595,307	389,353	454,910	456,114
標準財政規模		2,164,531	2,267,020	2,249,770	2,352,372	2,294,611
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(28.75%)	(26.25%)	(17.30%)	(19.33%)	(19.87%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	72,439	76,136	73,878	72,275	69,756
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 41,137	▲ 37,766	▲ 35,101	▲ 33,072	▲ 31,017
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		31,302	38,370	38,777	39,203	38,739
標準財政規模		1,381,869	1,391,447	1,401,570	1,463,637	1,433,561
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.26%)	(2.75%)	(2.76%)	(2.67%)	(2.70%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	20	0	0	0	0
	後期高齢者特別会計	103	136	123	268	82

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道特別会計	3,403	3,219	3,457	3,216	3,332
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計 (2)		34,828	41,725	42,357	42,687	42,153
標準財政規模		1,381,869	1,391,447	1,401,570	1,463,637	1,433,561
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(2.52%)	(2.99%)	(3.02%)	(2.91%)	(2.94%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	985,741	1,079,673	1,286,360	993,674	592,020
	住宅新築資金貸付事業特別会計	24,703	18,423	21,833	21,294	11,459
	公共用地先行取得事業特別会計	-	-	-	-	0
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		1,010,444	1,098,096	1,308,193	1,014,968	603,479
標準財政規模		7,556,285	7,623,641	7,544,567	7,666,178	7,553,152
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(13.37%)	(14.40%)	(17.33%)	(13.23%)	(7.98%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 983,501	▲ 1,074,540	▲ 1,292,201	▲ 369,551	▲ 141,511
	後期高齢者医療特別会計	2,864	2,577	2,515	3,462	3,661
	国民健康保険福智町立診療所特別会計	▲ 333,879	▲ 370,484	▲ 433,019	▲ 495,081	▲ 265,399

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	461,213	461,951	426,291	402,968	401,451
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
合計(2)		157,141	117,600	11,779	556,766	601,681
標準財政規模		7,556,285	7,623,641	7,544,567	7,666,178	7,553,152
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(2.07%)	(1.54%)	(0.15%)	(7.26%)	(7.96%)

- 用語解説
- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
  - ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
  - ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
  - ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
  - ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	589,491	515,340	472,324	605,258	856,425
	土地区画整理事業特別会計	744	0	0	0	0
	住宅新築資金等特別会計	1,172	1,473	1,242	1,110	5,420
	京都郡公平委員会特別会計	125	154	192	202	249
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		591,532	516,967	473,758	606,570	862,094
標準財政規模		8,039,260	8,613,540	8,170,755	8,432,756	8,422,693
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(7.35%)	(6.00%)	(5.79%)	(7.19%)	(10.23%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 80,108	▲ 71,941	▲ 243,896	0	▲ 237,690
	後期高齢者医療特別会計	8,795	2,975	9,990	7,438	10,407
	介護保険特別会計	44,573	2,961	41,892	90,171	100,442
	介護保険特別会計(介護サービス)	4,440	5,071	0	-	-
合計 (2)		2,457,945	2,225,399	1,929,856	2,328,231	2,334,203
標準財政規模		8,039,260	8,613,540	8,170,755	8,432,756	8,422,693
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(30.57%)	(25.83%)	(23.61%)	(27.60%)	(27.71%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	1,155,998	1,198,704	1,159,089	1,151,370	1,149,477
	下水道事業会計	163,740	231,949	253,069	239,260	216,886
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業	568,975	338,713	235,954	233,422	232,587

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	903,914	874,145	926,580	1,078,128	990,086
	住宅新築資金等事業特別会計	▲ 157,217	▲ 151,134	▲ 145,043	▲ 136,855	▲ 131,429
	土地取得特別会計	764	764	764	764	764
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		747,461	723,775	782,301	942,037	859,421
標準財政規模		6,860,492	6,918,789	6,813,990	6,938,424	6,822,121
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(10.89%)	(10.46%)	(11.48%)	(13.57%)	(12.59%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	71,190	72,163	100,514	28,296	42,437
	後期高齢者医療特別会計	3,722	2,811	3,255	4,326	3,241
	介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	9,677	14,946	32,715	97,941	123,630
	介護保険事業特別会計(サービス事業勘定)	4,973	6,231	4,133	2,410	2,254
合計 (2)		1,365,831	1,399,932	1,519,177	1,621,787	1,578,878
標準財政規模		6,860,492	6,918,789	6,813,990	6,938,424	6,822,121
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(19.90%)	(20.23%)	(22.29%)	(23.37%)	(23.14%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業特別会計	525,031	579,028	595,809	544,009	547,667
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	農業集落排水事業特別会計	86	271	382	1,500	131
	公共下水道事業特別会計	3,691	707	68	1,268	97
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	59,134	273,371	166,605	250,987	222,015
	奨学金特別会計	5,590	5,253	5,097	2,608	3,071
	一般会計等に属する特別会計					
合計(1)		64,724	278,624	171,702	253,595	225,086
標準財政規模		1,954,528	1,985,827	1,991,524	2,072,419	2,062,463
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(3.31%)	(14.03%)	(8.62%)	(12.23%)	(10.91%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	55,240	60,953	63,064	105,510	132,396
	後期高齢者医療特別会計	2,707	2,193	2,570	2,533	2,238
合計(2)		57,947	63,146	65,634	108,043	134,634
会計名(公営企業会計)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	173,044	185,662	155,472	134,706	140,656
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
	公共下水道事業特別会計	9,959	9,690	9,960	6,529	10,788
合計(2)		182,999	195,352	165,432	141,235	151,444
標準財政規模		1,954,528	1,985,827	1,991,524	2,072,419	2,062,463
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(15.63%)	(27.04%)	(20.22%)	(24.26%)	(24.78%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	313,834	300,458	387,951	254,345	243,678
	奨学資金特別会計	3,687	2,942	▲ 96,074	3,437	2,167
	住宅新築資金等特別会計	726	998	2,587	488	209
	一般会計等に属する特別会計					
合計 (1)		318,247	304,398	294,464	258,270	246,054
標準財政規模		3,567,911	3,581,633	3,366,714	3,382,229	3,234,316
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(8.91%)	(8.49%)	(8.74%)	(7.63%)	(7.60%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	62,624	59,917	27,091	82,635	103,000
	後期高齢者医療特別会計	1,826	3,565	5,429	3,884	3,764
合計 (2)		384,496	370,070	329,016	346,351	354,707
標準財政規模		3,567,911	3,581,633	3,366,714	3,382,229	3,234,316
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(10.77%)	(10.33%)	(9.77%)	(10.24%)	(10.96%)

  

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額					
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
法適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	858	1,022	748	692	698
		簡易水道事業特別会計	941	1,168	1,284	870	1,191
	宅地造成事業						

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会計名		実質収支額				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等	一般会計	1,177,595	1,452,648	1,628,394	1,899,718	1,484,090
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 295,199	▲ 282,915	▲ 273,886	▲ 252,109	▲ 232,377
	奨学金貸付事業特別会計	3,674	2,403	1,131	1,296	201
	椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	29	29	0	50	50
	霊園事業特別会計	728	764	142	112	53
	合計(1)	886,827	1,172,929	1,355,781	1,649,067	1,252,017
標準財政規模		6,019,795	6,037,096	5,918,295	5,933,146	5,854,748
実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(14.73%)	(19.42%)	(22.90%)	(27.79%)	(21.38%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 155,756	▲ 83,634	▲ 105,305	▲ 125,900	▲ 121,988
	後期高齢者医療特別会計	6,200	8,995	11,847	11,078	10,253
	合計	159,956	92,629	117,152	136,978	132,241
会計名(公営企業会計)		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法適用企業	水道事業会計	150,395	158,315	190,714	182,238	424,937
	下水道事業会計	-	-	-	-	253,519
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
	簡易水道事業特別会計	6,439	7,027	14,679	44,523	-
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	10,300	8,797	6,253	25,873	-
	農業集落排水事業特別会計	11,863	12,935	7,604	42,842	-
公共下水道事業特別会計	13,944	4,355	5,124	23,014	-	
合計(2)	930,212	1,289,719	1,486,697	1,852,735	1,818,738	
標準財政規模		6,019,795	6,037,096	5,918,295	5,933,146	5,854,748
連結実質赤字比率(%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率(%))		(15.45%)	(21.36%)	(25.12%)	(31.22%)	(31.06%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)